

Title	裁判官と法整備支援
Sub Title	The contribution of the judge to legal assistance
Author	榊原, 信次(Sakakibara, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.6 (2006. 8) ,p.443- 462
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0443">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0443</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 裁判官と法整備支援

榊原 信次\*

- 1 はじめに
- 2 支援の方法について
- 3 裁判官と法整備支援との関わり
- 4 裁判官と法整備支援活動

### 1 はじめに

2004年5月2日から2005年5月1日までの1年間、JICA（独立行政法人・国際協力機構）のベトナム法整備支援（フェーズ3）プロジェクト<sup>1)</sup>の長期専門家として、ベトナム社会主義共和国司法省に派遣される機会を得た<sup>2)</sup>。また、帰国後は、千葉地方裁判所で破産・再生・保全・執行の各事件を担当する裁判官に復帰したが、後に述べるサブ・プロジェクトB-1の国内ワーキンググルー

---

\* 「法と開発」フォーラムの企画趣旨については、慶應法学5号（2006）参照。

- 1) JICAによるベトナムへの法整備支援プロジェクトは、フェーズ1（1996年12月1日から1999年11月30日まで）、フェーズ2（1999年12月1日から2003年3月31日まで）を経て、現在フェーズ3の段階にある。フェーズ3は2003年7月1日から2006年6月30日までの予定であったが、2007年3月31日まで9か月間延長されることが決定している。
- 2) 派遣される以前は、平成元年に名古屋地裁（労働集中部）で裁判官に任官した後、札幌地家裁室蘭支部、名古屋地家裁豊橋支部、名古屋地裁（交通集中部）、名古屋高裁金沢支部、名古屋高裁本庁の各裁判所に勤務し、もっぱら民事事件を担当していた。

プであるベトナム法曹養成共同研究会にオブザーバーとして参加し、フェーズ3の活動に関わってきた。

本稿は、このような裁判官の立場から、裁判官が法整備支援とどのように関わっており、また、これからどのように関わっていくべきかについて、まとめたものである。裁判所の公式見解を述べる立場にはないので、あくまでも個人的な考えであり、長期専門家などの経験を通じて得た個人の見解である。

## 2 支援の方法について

裁判官が職務として法整備支援に関わる場合の大半はJICAのプロジェクトに関するものであると思われるから、法整備支援の分野で最も先行しているベトナムに対する法整備支援プロジェクトで行われてきた支援の方法にどのようなものがあり、それぞれどのような特徴があるかを、日本側とベトナム側との間で署名・交換されたフェーズ1からフェーズ3までのR/D（Records of Discussion、協議記録）やミニッツ（Minutes of Meeting）、長期専門家のTOR（Terms of Reference）などを基に、ここでまずまとめておくこととする。

### (1) 本邦研修

支援対象国であるベトナムから10名前後の研修員を我が国に招聘し、法務省法務総合研究所（法総研）が主体となって国別特設研修という形式で実施している。研修員が2週間ないし5週間という比較的長期間にわたって研修に専念することができるため、研修の目的や内容が適切に設定され、それに合致した研修員が選定されると効果が非常に大きい。

反面、1回の研修に参加できる人数が限られるため、研修に参加した者の習得した知識・情報が、研修に参加していない者に十分伝わらない可能性がある。また、研修員の人選が適切に行われていない可能性がフェーズ2の終了時評価では指摘されていた。

フェーズ3の本邦研修のうち、サブ・プロジェクトA（民法を中心とした民商事分野の立法支援）ではその対象者を立法担当者に限り、サブ・プロジェクトB

(法曹人材育成支援)ではベトナム側ワーキンググループメンバーに限るなど人選に配慮し、また、共通カリキュラム作成のための本邦研修、テキストブック作成のための本邦研修といったように目的をできるだけ限定して効果が高くなるように努めた。さらに、サブ・プロジェクトBのうち法曹養成機関機能強化の本邦研修では、長期専門家も本邦研修に同行して研修員と日本側ワーキンググループとの議論等にオブザーバーとして参加し、本邦研修とその後のワーキングセッションとの連続性が保てるようにした。この結果、どのような議論が研修員と日本側ワーキンググループとの間で交わされたかを報告書からではなく長期専門家が直接知ることができ、そこでなされた議論をその後のワーキングセッションで話題にすることができ効果的であった。また、長期専門家と研修員とが同じ施設で寝食を共にしたこともあって、両者間の人間関係が格段に深くなったことも、その後のプロジェクトの遂行のために有意義であった。

## (2) 短期専門家による助言 (Advice)

我が国から法学研究者や実務家(裁判官、弁護士)といった専門家が1週間程度の期間JICAの短期専門家としてベトナムに赴き、数十名の研修員を集めてセミナー等を開催する現地セミナーの形式で行うことがほとんどであったが、フェーズ3からは、JICAネットと呼ばれるテレビ会議システムを利用することにより、専門家が日本にいながら、セミナーを開くことが可能になった。短期専門家によるセミナーは、セミナーの場で通訳を用いることにより、問題となっている事柄について直ちに助言を与えることが可能であり、書面コメントを行う場合に必要な翻訳に要する時間を省くことができる利点がある。また、地方からの参加者を集めることが可能で、普段開かれる長期専門家のワーキングセッションには参加することができない者にも研修の機会を与えることができる。

反面、短期専門家になられる方々は忙しい方ばかりであり、日本側とベトナム側との日程調整が、特に現地セミナーの形式による場合には、非常に困難な面がある。また、日程調整等のために相当早期に予定を立てる必要があるため、問題となっているテーマに対してタイミング良く短期セミナーを開催できるかどうかについて困難な面がある。

(3) 書面コメント（Written Comments）

国内に設置された作業部会（ワーキンググループ）から、立法支援の場合における法令草案や、人材養成の場合におけるカリキュラム原稿、テキストブック原稿などに対して、書面によるコメントをいただき、それをベトナム語に翻訳して渡す形式で行われる。特に立法支援の場合には支援の中心的方法といえ、長期専門家は、国内作業部会がコメントするのに必要な周辺法令、文献、運用の実情などの調査を行って情報提供をする。ベトナム側も書面によるコメントはかなり重視しており、非常に効果がある。

反面、ベトナム語から日本語、日本語からベトナム語の翻訳に相当な時間を要することから、フェーズ3における改正民法の立法支援の場合など、ある草案について翻訳とそれに対する書面コメントの翻訳をしている間に、次のバージョンの草案ができてきてしまうということがあり、コメントが時機を失してしまうおそれがないとはいえない。

(4) 長期専門家による助言（Advice）

長期専門家が行うワーキングセッションの場合、15名ないし20名のベトナム側ワーキンググループメンバーを相手に長期専門家が講義等を行い、その後そのメンバーと議論を行うことにより、ワーキンググループメンバーと目的意識や問題意識を共有することができ、疑問点等について直ちに助言を与えたり、情報収集を行ったりすることが可能である。長期専門家がワーキングセッションで助言を行い、ここぞという場面で日本側ワーキンググループからの書面コメントを用いたフェーズ3の法曹養成機関機能強化サブ・プロジェクトのような支援の方法が最も効率的であるように思う。

反面、フェーズ3のサブ・プロジェクトBのうち判決書標準化・判例公開支援の分野のようにワーキンググループメンバーが高い地位にある人ばかりである<sup>3)</sup>と、日程調整に手間取り、開催することが難しいという欠点がある。

---

3) ベトナム側ワーキンググループのメンバーは、最高人民裁判所労働裁判所長など、いずれも重要な地位にある最高人民裁判所の裁判官が主要メンバーであった。

#### (5) 長期専門家による相談 (Consultation)

長期専門家による助言 (Advice) との差は微妙であるが、フェーズ2のR/D上は明確に区別されている。立法支援の分野では、実務家である長期専門家が個々の立法について助言を行うことは相当に難しく、日本における特定の法律の運用の実情などについて紹介することなどができるにすぎないと思われることから、助言ではなく相談とされているのであろう。ベトナム側からの要請に応じて資料となる書籍等を取り寄せ交付したりすることも相談の中に入るのであろう。誤った助言をしてしまったり、長期専門家と日本側作業部会（ワーキンググループ）との間で見解が異なってしまったりすることがあれば、支援対象国側に相当の混乱をもたらすことが容易に想像できるから、フェーズ2で長期専門家のTORを明確にしたことは非常にいいことであったと思われる。今後のプロジェクトにおいても、国内のワーキンググループと長期専門家とのそれぞれの権限・役割分担はTORなどで明確に定めておくことが必要であろう。

#### (6) 機材供与

終了時評価の際の調査によれば、フェーズ1においてはパソコン19台などの資機材供与が、フェーズ2においても1918万円あまりの機材供与が行われている。フェーズ2の機材供与は法令の鳥瞰図作成のためのコンピュータや人材養成の分野での書籍の供与であると思われる。フェーズ3でもコンピュータ、プリンター等のコンピュータ周辺ハードウェア・ソフトウェア、コピー機などの供与はなされているが、その額は小さく、今後の支援においても、よりソフト面の技術協力が行われることになろう。ただ、より戦略的にODAの一元化が今後進めば、こうした機材供与を含む技術協力プロジェクトと無償資金協力などを組み合わせた戦略的な支援が行われることも考えられないわけではない。

### 3 裁判官と法整備支援との関わり

次に、このような方法で行われているJICAのプロジェクトを中心に、法整備支援に裁判官がどのような形で関わっているかについて、まとめておく。

(1) 長期専門家

長期専門家というのは、JICAの場合、「機構が条約その他の国際約束に基づき技術協力のため開発途上にある海外の地域等に派遣する者であって、派遣期間が1年以上である者」のことである。

裁判官から長期専門家として開発途上国に派遣されたのはこれまでに4人であり、派遣対象国はベトナムのみである。判事に任官してから派遣されたのは派遣3人目の私が初めてである。長期専門家として派遣された裁判官がどのような業務を行っているかについては、長期専門家の有効な活用がいわれたフェーズ3のプロジェクトに関し、私自身の経験に基づいて述べることにしたい。

① フェーズ3は、サブ・プロジェクトA（民法を中心とした民商事分野の立法支援）とサブ・プロジェクトB（法曹人材育成支援）の2つのサブ・プロジェクトから成っている。サブ・プロジェクトAは、市場経済化に適合した法制度の基盤が構築されることを上位目標（Overall Goal）とし、立法関連部局職員的能力が強化され、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定されることをプロジェクトの目標（Project Purpose）としている。R/Dには、①改正民法の最終法案の起草、②民事訴訟法及び倒産法の最終草案の起草、③知的財産関連法規に関する基礎知識の習得及び改正民法と整合した草案の起草、④民法に関連する法案（不動産登記法、担保取引法令、国家賠償法、判決執行法）準備の促進の4つが目標とする成果として掲げられている。

サブ・プロジェクトBは、法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化されることを上位目標とし、質の高い法曹を育成できる体制が整備されることをプロジェクトの目標としている。R/Dによれば、①統一的な新規法曹養成機関の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニングプログラムや教材が改善されること（サブ・プロジェクトB-1）、②判決様式が標準化され、すべての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備されること（サブ・プロジェクトB-2）、③ハノイ国家大学法学部における学生が日本法についての理解を深め、日本を専門とする講師が訓練されること（サブ・プロジェクトB-3）の3つが目標とする成果として掲げられている。裁判官が

長期専門家として関わっているのは主としてサブ・プロジェクトB-1とB-2である。

サブ・プロジェクトB-1では、2003年11月18日の首相決定に基づいて2004年2月25日に国家司法学院（National Judicial Academy）が設立されたことから、同学院で2007年から導入される共通カリキュラムの作成とそのカリキュラムで使用されるテキストブックの作成が、上記目標とする成果を実現するための活動とされ、サブ・プロジェクトB-2では、判決書サンプル集を含んだ判決書作成マニュアルの作成と判例データベースの作成が、上記目標とする成果を実現するための活動とされた。

② 長期専門家である裁判官が行うのは、上記活動として行うベトナム側ワーキンググループとのワーキングセッションが中心である。ベトナム側ワーキンググループは、サブ・プロジェクトB-1の場合は、国家司法学院の教官を中心に裁判官、検察官、弁護士から選ばれたメンバーによって構成されており、サブ・プロジェクトB-2の場合は、最高人民裁判所の裁判官を中心に裁判官、国家司法学院の教官から構成されている。

ワーキングセッションは、1、2か月に1回の割合で、約20名のワーキンググループメンバーと長期専門家とによって、国家司法学院あるいは最高人民裁判所の会議室で開催される。

ワーキングセッションでは、まず長期専門家あるいはワーキンググループの代表が、当該ワーキングセッションの対象となる事柄や関連する事柄についてプレゼンテーションを行い、その後長期専門家とワーキンググループメンバーとの間で意見交換をすることになる。長期専門家は、ワーキングセッションに先立って日本側ワーキンググループと意見交換を行って日本側として意見を統一していることに関してはそれに沿って意見を述べることになるが、それまでの自分自身の実務経験に基づく意見を述べることも多い。また、日本側の意見として意見を述べる場合にも、自分自身がそれまでの実務の中で経験した事柄などを具体例として述べると、相手側の関心を引きつけることができ説得力がある。我が国でも、弁護士が極めて少ない地方では、弁護士を依頼していない

いわゆる本人訴訟が相当の割合を占めているわけであるが、そうした訴訟、特に双方当事者がいずれも代理人を依頼していない事件について、当事者主義を採用している我が国で、いかに当事者の主張を整理し、また証拠を提出させているかという裁判官のノウハウは、未だ弁護士数が非常に少なく、当事者主義的にも解釈することができる民事訴訟法<sup>4)</sup>をどのように運用していくかということを丁度検討しているところであるベトナムにとって、非常に関心を引いたようである。また、司法の独立や裁判官の独立といった事柄を説明するに際し、内閣総理大臣がした原子炉の設置許可を無効と判断した高等裁判所での経験<sup>5)</sup>を話したときには、司法の独立というものがどういうものを理解してもらうことができ、ベトナムでもそのように独立した司法を持ちたいという気持ちを抱いたようであった。

ワーキングセッションは比較的少人数で行われるので、人間的なふれあいがあり、ワーキンググループのメンバーとは休憩時間やワーキングセッション後に食事を共にしたり、休日を利用して旅行などをしたりと交遊を持つことになる。そうした際に聞く本音の話をふまえてワーキングセッションで意見を述べることもでき、長期専門家による支援の効果は相当に大きいものではないかと思っている。

また、長期専門家は、前項で触れた本邦研修や短期専門家による現地セミナー、書面コメントに関して、何がインプットとして必要な情報なのかを調査したり、日程を調査したりといった連絡・調整業務ももちろん行っている。

③ サブ・プロジェクトB-1、B-2に直接関わるもの以外で、裁判官の長期専門家が行っていた職務には、次のようなものがある。

i ドナー間交流

---

4) 民事訴訟法は、サブ・プロジェクトAの結果、2004年5月に国会で可決成立し、2005年1月1日から施行されている。

5) 名古屋高等裁判所金沢支部平成12年(ワ)第12号原子炉設置許可処分無効確認請求控訴事件(いわゆる「もんじゅ訴訟」)。

法整備支援の分野に限っても、ベトナムに支援を行っている外国の機関は、JICAのほか、国連開発計画（UNDP）、アジア開発銀行（ADB）、デンマーク国際開発庁（DANIDA）、スウェーデン国際開発協力庁（SIDA）、カナダ国際開発局（CIDA）、フランスのメゾン・ドゥ・ドロワ（Maison du Droit）や、アメリカのSTAR（Support for Trade Acceleration）プロジェクト、オーストラリアのCEGプロジェクト（Vietnam-Australia Capacity Building for Effective Governance Facility）など、非常に多数に上っている。支援を効率的に行うためには、各機関がそれぞれ独自で支援を行うのではなく、それぞれが行っている支援の間に重複がないかどうか、あるいは矛盾しているような支援はないかといった事柄について調整などを行うことが必要である。もちろん法整備支援活動であるから、一切の重複を許さないというわけではなく、いくつかの支援により複数の国から情報の提供を受け、ベトナム側でそれらを比較検討することにより自らの制度を選択していくということはおおむね望ましいともいえることであるし、現にサブ・プロジェクトB-1の1年目はそのようにして得た情報からベトナム側でどのような法曹養成制度にしたらよいかを検討して総括レポートを作成した。そうはいっても、同じような目的を持つ似た内容のマニュアルといったものを複数作成したのでは、限られた援助予算を有効に活用しているとはいえないし、カンボジアにおける法整備支援で現に発生したように、相互に矛盾しているかのような内容の法律が立法されてしまうといったことを防止するためにも、支援を行うドナー機関間の調整は必要である。

ベトナムでは、一緒にランチを食べ、その後それぞれの支援活動の状況について報告をするというドナーミーティングが、バカンスやクリスマスといったシーズンを除いておおむね月に1回の割合で開催されている。主催をしているのはDANIDAのJOPSO（Joint Project Support Office）であった。毎回15名ないし20名程度の法律専門家が出席するのだが、ハノイに常駐している専門家はデンマーク、フランス、アメリカ、日本など限られるため、出席者の顔ぶれは毎回のようになってしまう、いつも簡単な自己紹介から始められた。そのあとそれぞれその月にあった活動や今後の活動予定などについて意見交換をするの

が常であった。毎回約1時間半程度の時間であったので、多くの参加者が共通する話題がある場合には、午後などにある程度まとまった時間を確保してドナーミーティングをすることもあり、私もDANIDAが整備したコンピュータネットワークについてその内容を紹介するミーティングに出席して、そのネットワークがサブ・プロジェクトB-2で利用することができるかどうかを検討したことなどがある。ドナーミーティングへの参加者は皆メールアドレスを交換してあったから、あまり多くの参加者が関係しない話題についてはメールや個別に会うなどして意見交換を行っていた。そのため、プロジェクトオフィスを訪れる他のドナー関係者も多かったし、その紹介ということでアメリカなどの大学の法学研究者がプロジェクトオフィスに調査のため訪れることもあった。

#### ii 大学での講義

サブ・プロジェクトB-3のハノイ国家大学における講義については検察官出身の長期専門家が担当していたが、このサブ・プロジェクトB-3とは別に、2004年から2005年にかけて在ハノイ日本大使館で公使をしておられた神戸大学の香川孝三教授がハノイ外国語大学で行っていた「ベトナムにおける日本の国際協力」という講座に長期専門家が赴き、日本が行っている法整備支援プロジェクトについて解説するというような広報活動も行っていた。

#### iii 日本からの調査への協力・補助

ベトナムの法制度、法整備支援活動の現状、経済制度、投資環境などの調査のためにハノイを訪れる研究者や弁護士などの実務家の数は、ハノイはベトナムの首都であることもあり、相当な数に上る。そうした人々に、必要に応じて最新の情報を提供し、あるいは関係機関を紹介することも長期専門家の行っている職務の一つである。私が派遣されていた一年間の間にも名古屋大学、中央大学などの研究者、弁護士、法整備支援活動に関心のある裁判官、財務総合政策研究所の研究員などがプロジェクトオフィスを訪れたし、住友建設や三菱商事といった民間企業の人々も、ベトナムの法制度や法整備支援活動の現状を知るためにプロジェクトオフィスを訪れた。

#### iv 新規プロジェクト案件形成などへの関与

新しいプロジェクト案件の形成は、日本大使館の主導で、JICA事務所、JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）などによって設立される現地ODAタスクフォースという組織と相手国との協議によって行われる。これを補助するため、日本側に相手国の要望に関する情報を提供したり、日本側が理解しやすいような形での要望の仕方などの情報を相手国側に提供したりする職務も長期専門家には求められている。私が派遣されていた期間中にも何度か在ハノイ日本大使館の担当者と打合せをしたり、説明会に出席したりということがあった。

## (2) 短期専門家

短期専門家というのは、JICAの場合、「機構が条約その他の国際約束に基づく技術協力のため開発途上にある海外の地域等に派遣する者であって、派遣期間が1年に満たない者」のことである。

裁判官から短期専門家として開発途上国に派遣されたのは、別表（次頁）記載のとおり、2005年までに延べ人数で16人に上っている。法整備支援がもっとも先行しているベトナムへの派遣が中心であり、当初は立法支援のためのセミナーに参加して実務における運用状況などについての講師を務めていたが、フェーズ3に入ってから、サブ・プロジェクトBの法曹人材養成の現地セミナーに講師として派遣されている。立法された法律等が実務でどのように解釈され運用されているかについてはそれを担当している裁判官がもっともよく知っていることであるから、専門部などで現に事件を担当している裁判官が短期専門家としてセミナーの講師を務めることは非常に意味のあることであろう。また、フェーズ3のサブ・プロジェクトBでは、国内ワーキンググループのメンバーを中心に短期専門家として派遣してもらい（また、前述のように、逆に長期専門家が本邦研修に同行して、本邦研修の研修員と国内ワーキンググループとの意見交換に参加することもあった。）、長期専門家と国内ワーキンググループとの共働による支援がなされているが、非常に効果的であったのではないかと思われる。短期専門家が現地セミナーを行う場合には、それに前後して法廷傍聴を行ったり、カウンターパートの担当者やワーキンググループメンバーへのインタビュー調査を行ったりすることも多く、現地の実情についての国内ワーキンググル

（別表） 短期専門家派遣一覧表

派遣年度	派遣先国	派遣者	派遣目的	派遣期間
1997年	ベトナム	東京地裁判事	民事執行法セミナー	1週間
1999年	カンボジア	横浜地裁判事	民法起草関連セミナー	1週間
	インドネシア	東京地裁判事	経済制度セミナー	1週間
	ベトナム	東京地裁判事補	民事訴訟法セミナー	1週間
	ベトナム	東京地裁判事	倒産法セミナー	1週間
2000年	ベトナム	東京地裁判事	倒産法セミナー	10日間
	ベトナム	行政局付判事補	知的財産権セミナー	1週間
	ベトナム	東京地裁判事補	知的財産権セミナー	1週間
	ベトナム	東京地裁判事補	民事執行法セミナー	1週間
2001年	ベトナム	東京地裁判事補	民事執行法セミナー	9日間
	ベトナム	民事局付判事補	国際司法共助セミナー	1週間
2002年	カンボジア	徳島地裁判事	民法起草関連セミナー	6日間
2003年	ベトナム	司法研修所教官	法曹養成セミナー	1週間
2004年	ベトナム	大阪地裁判事補	判例強化セミナー	1週間
2005年	ベトナム	大阪地裁判事補	判例強化セミナー	1週間
	ベトナム	司法研修所教官	法曹養成セミナー	1週間

ープの理解を深めることにもなっていた。

民事の裁判官が長期専門家として派遣されている場合における刑事の裁判官の短期専門家としての派遣や、控訴審の経験のない裁判官が長期専門家として派遣されている場合における控訴審の経験のある裁判官の短期専門家としての派遣といったように、長期専門家の経験のないところを補う形で短期専門家が派遣されていけば、効率性の高い、かつ、非常に効果的な支援が行っていただけるであろう。

カンボジアでは2006年から裁判官・検察官養成学校民事教育改善プロジェクトという法曹人材養成のプロジェクトが開始されているし、今後の我が国の

ODAはダムや橋、道路の建設といったいわゆるハコ物づくりへの協力から人づくりを中心とした協力により重点を置く方向になっていくと思われるから、ラオスやモンゴルなど各国の法整備支援で法曹養成が課題になってくれば、裁判官の短期専門家としての派遣も今後拡大される可能性が大きいのではないかとと思われる。

### (3) 本邦研修における講師

法務省法務総合研究所は、1994年以来、年に数回の本邦研修を実施しているが、これには相当多数の裁判官が関わっている。例えば、フェーズ3のサブ・プロジェクトB-1の本邦研修においても、証拠による事実認定とその訓練方法、事実認定と判決書、判決によらない事件処理などに関して、大阪地裁の裁判官による講義などが行われている。

また、フェーズ3のサブ・プロジェクトB-1の国内ワーキンググループである法曹養成共同研究会に判事2名、サブ・プロジェクトB-2の国内ワーキンググループである判例共同研究会に判事補1名（他に法務総合研究所教官として判事補出身者が1名）がそれぞれ委員として参加しており、これらのサブ・プロジェクトにおける本邦研修の主たる目標はベトナム側ワーキンググループと国内ワーキンググループとの意見交換にあったから、これらの裁判官は、本邦研修で非常に重要な役割を果たしたといえることができる。

### (4) 検事として出向

裁判官が検事として出向する制度は以前からあり、財務省、経済産業省、農林水産省など様々な省庁に裁判官が検事に転官して出向して仕事をしている。2004年からは、法務省法務総合研究所国際協力部にも判事補が1名教官として出向している。

出向者は出向先の省庁で通常のスタッフとして勤務することになるから、国際協力部に出向した判事補は、短期専門家としてベトナムやカンボジア、ラオスに派遣されるなどしているし、ベトナム判決書・判例整備共同研究会の委員の一人にもなり、本邦研修の講師を務めるなどもしている。

同様に外務省への出向制度もあるが、欧州の大使館などで通常のスタッフと

して勤務する裁判官の中には、その能力を生かし、社会主義体制が崩壊した後の東欧への法整備支援を担当する者もいる。

#### (5) 裁判官研修

裁判官の研修の中で法整備支援に関係する研修として、国際民商事法研修がある。第1回は1997年にベトナム、ミャンマー、モンゴルを対象国として、その後はベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モンゴル、中国を対象国として行われ、2004年からはベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーのインドシナ4か国を対象国として行われている。国際民商事法研修は、法務省法務総合研究所が財団法人国際民商事法センターの協力を得て行っている研修であり、対象国からの研修員と我が国の研修員（裁判官、検察官、法務省職員、企業関係者が派遣されている。）とが、特定のテーマについてそれぞれカントリーレポートという論文を提出し意見交換を行うという方法で行われるが、意見交換の合間に日本の司法制度の実情を対象国からの研修員に知ってもらうために、最高裁判所、司法研修所、検察庁、法務省、日本弁護士連合会、国会などの見学も行われる。期間は約4週間であり、その間研修員は我が国の研修員も含め皆JICA大阪国際センターなどの施設で寝食を共にすることになる。その際、論文提出、意見交換など研修員間の意思疎通はすべてお互いに外国語である英語で行われる。我が国の研修員が、休日を利用して対象国からの研修員に京都などを案内したりすることもあるため、研修員間のつながりは非常に親密になる。ベトナムから第4回国際民商事法研修に私と共に参加した研修員の二人は、私がベトナムに派遣されることを大変喜び、派遣後最初に懇親会に招待してくれたし、ベトナムに住んでいることを知ったカンボジアからの研修員はプノンペンの自宅に招待してくれた。また、彼らの話では、彼ら自身もミャンマーからの研修員などと連絡を取り合ったりしているようであった。

研修のテーマは、第1回は民事訴訟制度、法律関係者の養成、第2回は担保制度、裁判外の紛争処理制度、第3回は企業の経済活動に関する法制度の現状と問題点、法律関係者の役割とその養成、第4回は不動産の所有権態様の比較研究、法人格の態様の比較研究、第5回は物的担保制度に関する比較研究、会

社制度（登記・登録制度を含む）の比較研究など、法整備支援活動で問題になってくる重要な事柄について、比較法的研究が行えるように設定されており、法整備支援活動の基礎を理解し、関心を強め、ネットワークを作るのに役立っている。刑事分野で法務省の国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆる「アジア研」）で研修を受けた者のネットワークが整備されているように、法務総合研究所や財団法人国際民商事法センターにより民事分野で国際民商事法研修を受けた者のネットワークが整備されるならば、将来のアジアの各国の連携にとって心強いことであると思う。

ベトナムに長期専門家として派遣された検察官はこの国際民商事法研修を受けた経験のある者が多いが、長期専門家として派遣された裁判官では私が初めての経験者であった。法整備支援の基礎知識を獲得し、研修に参加している各国の実情を大まかに把握できるという意味で非常に有効な研修であり、長期専門家への派遣とリンクさせている法務省に裁判所も做すべきであろう。

国際民商事法研修以外にも、大阪地裁では新任判事補への研修として法務総合研究所国際協力部の見学が行われている。見学の際にはJICAネットを用いて現地に滞在する長期専門家から直接法整備支援活動の現場の状況を聞くという機会を持つこともあったそうである。

#### (6) 自己研鑽

裁判官の場合、民事訴訟法学会など様々な学会に加入するなどして、自分の関心のある分野についての知見を広める自己研鑽をしている者が多い。私も、国際民商事法研修で知り合った名古屋大学の安田信之教授にお願いしてアジア法学会に加入しているが、学会から送られてくる情報の中には自分の関心に合致した興味深いものも少なくないし、年に何回か開かれる大会や研究会などに参加することは、普段取り組んでいる事件処理とは異なった知的刺激を与えてくれ、自らの関心をさらに強くすることができる。

学会等に所属しないまでも、自らの関心のある分野について研究を深め、論文を書いたり書物を出版したりしている裁判官も多い。司法制度改革を受けて現在は所長や長官との面接など自分の希望を述べる機会も多いし、裁判官の転

勤や職務についての意向調査票に当たるいわゆる「第2カード」の判事補用の書式では、法整備支援に携わることについての希望の有無を記載する欄も設けられている。関心のある分野についての研究を深めることで、法整備支援活動に携わる可能性は増えるということができよう。

#### 4 裁判官と法整備支援活動

(1) 裁判官が法整備支援活動に関わるこの意味はどこにあるのであろうか。まず、裁判官は民事に関する専門家であるということがある。ベトナムのような中央計画経済から市場経済への体制移行国における法整備支援活動では、市場経済化の要請に応えられる法制度を整備する必要がある。したがって、そこでは刑事事件に関する法制度の整備というよりはまず民事事件に関する法制度の整備が求められているのである。そして、法整備支援の対象となっている開発途上国では訴訟代理人である弁護士制度が未整備であるから、そのような条件の下でいかに透明性の高い民事訴訟を実現するかについては、未だ弁護士数が十分なレベルにまで達しているとはいえない我が国において、特に弁護士の数が非常に少ない地域でどのようにして透明性の高い民事訴訟を行っているかという我が国における経験が役に立つと考えられるのである。つまり、当事者双方あるいは片方に弁護士が付いていないいわゆる本人訴訟の事件について、裁判官がいかに中立の立場を守りながら適切に訴訟指揮を行って、主張を整理し、証拠を提出させて事実を確定しているかという、裁判官でなければ分からない技術こそが、開発途上国の裁判官に移転することが必要な技術なのである。したがって、法曹人材育成のプロジェクトで、透明性の高い訴訟手続を運営する技術を開発途上国に移転しようとする場合、どのように訴訟指揮などを行っているかを知っている唯一の実務家である裁判官がプロジェクトに関与することは必須である。

もちろん、どのような形で関与するかには先に述べたようにいろいろな方法があるのであって、長期専門家を1人派遣するには年間約2000万円の経費がか

かるといわれているから、それらをすべて考慮の上で最も効率が良く、かつ、効果の高い方法をJICA、法務省、最高裁判所などで検討して長期専門家の派遣の必要性を考慮することになろう。

個人的な経験からすれば、ワーキンググループメンバーの誤解などに対して直ちに指摘して意見交換をすることができるよう、長期専門家としてできるだけ多くのワーキングセッションを相手側ワーキンググループとの間で持つ方法による支援が、経費の面は別にして、最も有効なのではないかと思っている。フェーズ3の終了時評価の際、国家司法学院と最高人民裁判所からは、日本からの長期専門家、とりわけ裁判実務の経験を有する裁判官出身の長期専門家から学ぶところが大きかったとして感謝の意が表明されたとのことであり、長期専門家による支援の有効性を裏付けているのではないかと思っている。

オーストラリアのCEGプロジェクトでハノイを訪れていた専門家の裁判官とは何度か話をする機会があったが、CEGプロジェクトでは専門家として派遣されるには少なくとも15年の実務経験が必要であるとのことであった。ドナーミーティングでは当時44歳の私が平均より若い方であったし、他のドナーとの交渉のことなどを考えると、長期専門家として派遣されるのはやはり15年程度の裁判官経験のある者の方がよいのではないかと思っている。もっとも、実際には、それくらいの経験のある裁判官の中で、開発途上国での勤務を希望する者は現在あまりいないのかもしれないが、希望する者がいればそういう人が派遣されるような体制ができていけばと思う。仮にそうした人の派遣が難しくても、長期専門家として裁判官を派遣するのであれば、本人訴訟の多い小規模の裁判所で勤務した経験のある裁判官の方が適任ということができるであろう。

(2) 次に、裁判官は事実認定の専門家であるということがある。もちろん、裁判官に限らず検察官も弁護士も法曹である以上証拠に基づく事実認定を常に心がけ行っていることは間違いのないことである。しかし、当事者双方から提出された証拠を比較検討して、最終的に中立の立場で判断して事実認定を行うのは裁判官なのであるから、裁判官がやはり判断者としてもっとも緻密に事実認定をしているのではないかと考えている。透明性の高い司法制度を実現する

ためには証拠による事実認定の過程が外部からみて分かることが重要であるが、その事実認定の技術やそれを表現する技術を伝えるには裁判官がもっとも適しているということができよう。長期専門家としての裁判官が行っているのはまさに技術移転なのである。

サブ・プロジェクトB-2のようにカウンターパートが裁判所となる支援の場合、支援する側もされる側もお互いにそうした専門家同士であるという関係が、支援される側に支援する側に対する信頼感をもたらしていたから、そのようなプロジェクトには、裁判官が関わるのが必須であろう。

また、我が国で法曹養成教育の主要な部分を担っているのは最高裁判所が管轄している司法研修所であるから、法曹人材養成に関するプロジェクトを行うに当たっては司法研修所の関わりをなくすわけにはいかない。司法研修所との連絡調整を行うに当たっては、できれば長期専門家として裁判官が関与している方がよりスムーズに連絡調整が行えるので望ましいということ是可以である。

(3) さらに、裁判官は公務員であるということがある。ベトナムのような開発途上国の場合、弁護士制度は未だ十分に整備されているとはいいがたいから、裁判官や検察官などの公務員が大きな権限を持ち重要な役割を担っており、訴訟は相当に職権的である。そうした国は、今後当事者主義的になっていくとしても、当分の間は公務員である裁判官や検察官の果たす役割が非常に大きいということができる。同じ公務員の立場にある長期専門家がカウンターパートにもたらず親近感や信頼感は計り知れないものがあるのである。フェーズ3の場合のように法曹三者が一つのオフィスで仕事をしている姿を見て、開発途上国の裁判官や検察官は弁護士制度を整備し充実させる必要があることを実感しているのである。

また、実務家による法整備支援には、実務家としての経験によって身に付けた技術とその移転が必要であるが、長期専門家になるに当たってそれまでの業務を中断せざるを得ず、また帰国後に復帰できるかどうか不安を持つ実務家もあろうが、裁判官の場合は、帰国後にも裁判官としての仕事が保障されている

公務員として、無用な心配をすることなく安心して法整備支援活動に打ち込むことができる。法整備支援活動に関心のある裁判官であれば、実務と法整備支援活動を交互に継続して行っていくような制度になればと思う。

(4) 前項で述べたように裁判官が法整備支援に関わりを持つ機会は現在でも非常に多い。しかし、本稿で検討した裁判官が法整備支援活動で果たす役割の意味を考え、2001年6月12日に出された司法制度改革審議会意見書が「発展途上国が経済発展を遂げ、民主主義に基づく豊かで安定した社会を築き上げるには、経済社会活動の基礎となる法整備が不可欠である。我が国は、諸外国から近代的な法体系を受け継ぎつつ、国情に即した法制度及び運用を確立してきた経験を活かし、民商事法や刑事司法の分野において、アジア等の発展途上国の研修生の受入れ、専門家の派遣、現地セミナーの実施等による法整備支援を実施してきた。こうした支援への取組は、我が国が国際社会への一員としての主体的な役割を果たす上で重要であるとともに、経済社会のグローバル化が進む中で、円滑な民間経済活動の進展にも資するものである。このため、発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と提言していることを考えると、この趣旨をふまえて裁判官が法整備支援に関わる機会はさらに増していくのではないかと期待している。また、法整備支援は、それに打ち込むに値するだけの価値があることは間違いのない分野であると確信している。

#### 【参考文献等】

- 1 ICD NEWS (法務省法務総合研究所) 第1号～第26号
- 2 法務省「法整備支援一顔の見える国際協力」
- 3 ヴィエトナム重要政策中枢支援 (法整備支援) 終了時調査／フェーズ2 事前調査団報告 (国際協力事業団)
- 4 ヴィエトナム重要政策中枢支援 (法整備支援) 終了時評価調査現地調査実施表 (フェーズ1、国際協力事業団)
- 5 ヴィエトナム重要政策中枢支援 (法整備支援) 終了時評価調査報告書 (フェ

ーズ1、国際協力事業団）

- 6 平成12年度ヴィエトナム重要政策中枢支援（法整備支援）フェーズ2計画打ち合わせ等調査団報告書（国際協力事業団）
- 7 ヴィエトナム社会主義共和国重要政策中枢支援（法整備支援フェーズⅡ）終了時評価報告書（国際協力事業団）
- 8 ベトナム重要政策中枢支援「法整備支援プロジェクト」フェーズ3実施協議調査団調査結果概要（独立行政法人国際協力機構）
- 9 ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）運営指導調査団現地調査報告（独立行政法人国際協力機構）
- 10 ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査団帰国報告会議事録（案）（JICA社会開発部社会制度・平和構築チーム）
- 11 ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ3）終了時評価調査 調査概要報告（独立行政法人国際協力機構）
- 12 杉浦正樹「専門家業務完了報告書」（独立行政法人国際協力機構）
- 13 丸山毅「専門家業務完了報告書」（独立行政法人国際協力機構）
- 14 榊原信次「専門家業務完了報告書」（独立行政法人国際協力機構）
- 15 榊原信次「ベトナムにおける法整備支援の現状」（アジア法学会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター）
- 16 田邊秀樹「開発援助の実務—JICA技術協力を中心に—」（名古屋大学アジア法整備支援研究会）
- 17 武藤司郎「ベトナム司法省駐在体験記」（信山社）